# 地域創造インスティテュート　博士学位授与基準

# （査読論文要件）に関するガイドライン

制定 2024 年 11 月 26 日

「地域創造インスティテュート　博士学位授与基準」における 2. に表す査読論文の要件に関して以下のとおり定める。

1. 総則
   (1) 単著、または第一執筆者であること
   (2) 日本語または英語で執筆されていること
   (3) 以下に従い合計 2 ポイントを充足し、それに関してインスティテュート運営委員会の承認を得ること
      - 査読付き論文（掲載確定を含む、以下同じ）は 1 ポイントとする
      - 査読付き研究ノートまたは査読付き事例研究は 0.5 ポイントとする
        （論文、研究ノート、事例研究以外についてはインスティテュート運営委員会がポイントを認定する。）

2. 査読ポイントに関する細則
   (1) 2 ポイントのうち少なくとも 1 ポイント分については、博士後期課程在籍中に執筆し、査読雑誌（日本学術会議協力学術研究団体、もしくはそれ相当と認められる団体のもの）に掲載された査読論文（研究ノート、事例研究等を含む）であり、かつ、博士論文に転載されていることが必須となる。
   (2) 2 ポイントに必要な残余のポイントについては、博士後期課程入学前に掲載された論文も対象とし、査読雑誌の種類については限定しない。

3. 審査に関する細則
   (1) 博士論文を提出する者は、博士後期課程中間発表会における発表時に、2 ポイントの達成に関する具体的な説明を行わなければならない。
   (2) 博士論文の受理後は、受理小委員会が本査読論文要件の適合性について、インスティテュート運営委員会に報告し、受理の可否と併せて審議に付すこととする。